

## ○自主防災かみかわ防災士資格取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の防災力向上及び活性化を図るため、その関係者が新たに防災士の資格を取得するための経費に対し、予算の範囲内で防災士資格取得助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「日本防災士機構」という。)の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 自主防災組織 町内各区で組織されている自主防災組織のことをいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、地域防災力向上のため地域における自主防災組織に参画している者又は参画することが見込まれる者とする。

(助成対象経費、助成金の額等)

第4条 助成金の対象とする経費、助成金の額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として日本防災士機構に防災士認証登録申請をする前に次に掲げる書類を添えて、防災士資格取得助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を会長に提出しなければならない。

- (1) 日本防災士機構に提出する認証登録申請書の写し
- (2) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 会長は、申請書が提出されたときは、その適否について審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、防災士資格取得助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(助成金の請求)

第7条 申請者は、防災士認証登録が完了したときは、防災士資格取得助成金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)により次に掲げる書類を添えて、会長に請求するものとする。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 防災士認証登録料、防災士教本代、防災士取得受験料を支払ったことがわかるもの
- (3) 有料道路通行料の領収書又は明細書

(助成金の交付)

第8条 会長は、請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月4日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月3日から施行する。

別表（第4条関係）

| 助成対象経費                                   | 助成金の額       |
|------------------------------------------|-------------|
| 防災士教本代<br>防災士受験料<br>防災士登録料<br>宿泊費<br>交通費 | 実費相当分の額とする。 |

様式第1号(第6条関係)

防災士資格取得助成金交付申請書

様式第2号(第7条関係)

防災士資格取得助成金交付決定通知書

様式第3号(第8条関係)

防災士資格取得助成金交付請求書